

空き家等の適正管理にご協力ください

近年、過疎化や高齢化、または経済的
事情などに起因して、空き家が適正に管
理されないケースが散見されます。放置
された空き家の大部分は、倒壊の危険性
や防犯上の問題を抱えており、生活環境
面で周辺住民へ悪影響を及ぼす可能性が
あります。

町では、「空家等対策の推進に関する
特別措置法」と「南会津町空き家等の適
正管理に関する条例」に基づき、町民の
皆さんにご協力をいただきながら、「地
域の良好な環境の保全」と「住民の安全
で安心な暮らし」を確保するよう取り組
んでいます。

空き家等の管理は所有者等の責任です

管理不全を原因として事故が発生し、
他人に被害を与えてしまった場合は、空
き家等を所有、または管理されている方
が責任を問われる可能性があります。
空き家等は個人財産です。所有または
管理されている方は、管理不全な状態に
陥ることがないように適正に管理する義務
と責任があります。ご理解とご協力をお
願います。

管理不全の状態とは

- ▼ 雑草や樹木が繁茂し、景観や周辺環境
が著しく損なわれている状態
- ▼ 外壁や敷地内の立木などが、積雪や台
風などの自然災害で倒れたり、飛び散
ったりすることで、周辺住民へ危害が
及ぶ恐れがあるにもかかわらず、放置
している状態
- ▼ 窓ガラスが割れているなど、内部への
出入りが自由で、侵入者により火災や
犯罪が発生する恐れのある状態

空き家等の管理にお困りの方へ

空き家（敷地を含む）や、空き家解体
後の空き地などの管理ができず、お困り
の方は南会津町シルバー人材センターに
お問い合わせください。
草刈りや清掃作業など、簡単な作業を
代行してもらうことができます。

◆問合せ

南会津町シルバー人材センター
電話 0241(62)3927

ご自宅のブロック塀を管理されていますか？

申請受付 南会津町ブロック塀等改修助成事業

地震の際に歩行者の安全確保や円滑な救急・消火活動を行う
ためには、ブロック塀などの倒壊を防ぐことが重要です。
ブロック塀をはじめとする私有財産は、所有者の責任で管理
しなければなりません。定期的に点検を実施し、適正な安全対
策に努めてください。
町では、地震の際の倒壊事故を解消するため、撤去・補強・
造り替えなどに関わる工事経費を対象とした補助事業を創設し
ましたので、ぜひご活用ください。

◆申請期間

7月1日（水）から7月31日（金）まで

◆補助対象

通学路または避難路に面し、高さ1.2mを超えるもの

※交付決定前に行われた工事など、状況によっては補助対象
にならない場合がありますので、工事着手前に必ずご相談
ください。

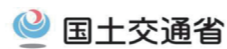
◆補助金額

- ① 撤去工事や補強工事の場合 経費の2/3以内（限度額15万円）
- ② 造り替え工事の場合 経費の2/3以内（限度額28万円）

◆申込み・問合せ

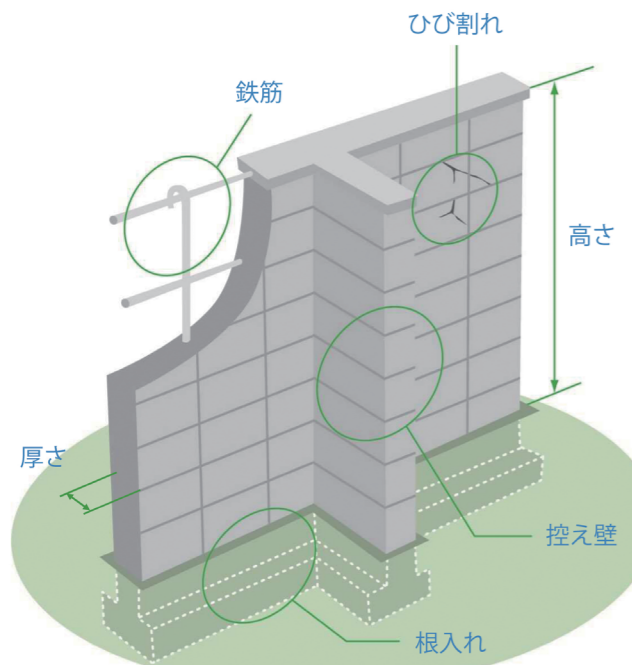
建設課 建築営繕係
電話 0241(62)6230

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合が
あれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や
分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
塀の厚さは10cm以上か。 塀の高さが2m超2.2m以下
の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。 塀の高さが1.2m超の場合)
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した
控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔
以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、
横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
基礎の根入れ深さは30cm以上か。 塀の高さが1.2m超の
場合)



組構造 れんが造、石造、鉄筋のないブロッ
ク造)の塀の場合
 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
 2. 塀の厚さは十分か。
 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの
1.5倍以上突出した控え壁があるか。
 4. 基礎があるか。
 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
<専門家に相談しましょう>
 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

出典：
パンフレット「地震からわが家を守る」日本建築防災協会 2013.1より一部改

空き家等を適正に管理しないと たくさんのデメリットがあります！



- ① 建物倒壊、放火などの危険があります。
- ② 不法侵入や犯罪に用いられる可能性があります。
- ③ ごみや危険物など、不法投棄の場所になります。
- ④ 悪臭や虫害、動物侵入などの恐れがあります。
- ⑤ 管理不全が原因で、他人に危害を及ぼした場合、**損害賠償責任を負う**可能性があります。
- ⑥ 固定資産税や修繕費の負担が多額になります。
- ⑦ 特定空き家（管理不全または危険性のある空き家）に指定され、「勧告」を受けると、
固定資産税が最大6倍高くなります。
- ⑧ 建物が老朽化して傷んでくると、解体費用も高額になります。

【問合せ】 総合政策課 地域振興係 電話0241-62-6210